

## 付論 ハーバーマスにおける 公共圏論の形成と展開

### 1 はじめに

ハーバーマスの多面的な言説を、現代の思想的布置状況の中で一言で特徴づけるとすれば、「未完のプロジェクトとしての近代の救済への強固な志向」ということになるだろう。現代の社会思想の潮流の多くが近代の限界を見定め、それを乗り越えようとするという意味で、広義のポストモダニズムの方向に向かっているのに対し、近代——あくまで近代市民社会の現実ではなくその未だ実現されざる理念としての近代 (Moderne) を擁護し、その理念の完成をめざすというハーバーマスの志向は、際立って特徴的である。ハーバーマスは近代社会の現実を、「目的合理性」ないし「システム合理性」、つまり手段的・技術的な合理性の基準に従って一面的に合理化された社会として批判する一方で、その批判の拠り所として、近代文化に理念として内在している「コミュニケーション的合理性」、つまり市民のあいだの理性的なコミュニケーションによる意志形成をめざす合理性を擁護し、そのポテンシャルを救出しようとするのである。

このようなコミュニケーション的合理性が社会において実現される具体的な空間としてハーバーマスが想定するのが、「公共圏」(Öffentlichkeit, public sphere) である<sup>1</sup>。この概念をここでとりあえず予備的に定義しておくとなれば次のようになるだろう。すなわち公共圏とは、文化的・政治的その他様々な問題をめぐって、市民が平等な立場で自由に議論をおこない、公の意志＝公論＝世論 (public

opinion)<sup>2</sup>を形成していく空間である。したがってそれは「公的 (public)」な場ではあっても、私人＝市民が参加することによって形成される場であって、「公権力」とは一線を画し、むしろそれと対立すべきものとして捉えられる。

- 
- 1 Öffentlichkeitという概念は、*Strukturwandel der Öffentlichkeit*が「公共性の構造転換」として邦訳されて以来、周知のようにこれまでしばしば「公共性」と訳されてきた。「公共圏」という新しい訳語は、英語圏において与えられたpublic sphereという訳語の影響も大きいと思われるが、日本ではとくに花田達朗(1995)がÖffentlichkeitの空間的意味を重視して採用を主張して以来、一般化した。本書でもこの訳語を全面的に採用している。なお英語圏(いわゆるカルチュラル・スタディーズを含む)での公共圏をめぐる議論の展開については、阿部潔(1998)が詳しい。
  - 2 「世論」という訳語は、とくに日本社会の文脈においては、市民レベルの議論を経て成立した公的意志という本来の意味から離れ、匿名的な大衆の漠然とした意見の総和、より具体的にはいわゆる「世論調査」結果の統計的數字の羅列としてイメージされることが多い。こうしたニュアンスを避けるため、öffentliche Meinung, public opinionの訳語として「世論」ではなく「公論」を採用する論者もいる(訳書『公共性の構造転換』においても「公論」が採用されている。ただしこの付論においては、本書全体での用語法との整合性のため、一般的訳語としての「世論」を採用する)。なお、ハーバーマスも「世論＝公論」概念のもつ統計的ニュアンスに注意をうながす意味で次のように述べている。「公共圏においては、発言は諸々の主題と同意または拒否の態度決定の別とによって分類される。情報と根拠は集束された意見へと加工される。このようにして束ねられた諸々の意見が世論となるのであるが、それを世論にするのは、〔公共圏における〕その成立のしかたと、諸々の意見を『担って』いる幅広い同意である。世論はたとえば、統計的な意味で代表的なのではない。質問され私的に表出された個々人の個別的意见の集積ではないのである。その意味で世論調査はアンケート調査の結果と混同されてはならない」(Habermas 1992: 438)。

この公共圏概念は、ハーバーマスの知的履歴の出発点に位置する著作『公共性の構造転換』(Habermas [1962] 1990 = 1994) によって最初に提示された。同書は、西欧近代における公共圏(市民的公共圏)の成立と変容(構造転換)の過程を、歴史的に解明しつつ社会学的に分析した著作である。それ以後の、いわゆる「コミュニケーション論的転回」を経て、主著『コミュニケーション的行為の理論』(Habermas 1981 = 1985/86/87) からモデルネ論や民主的法治国家論の展開に至るハーバーマスの理論的・思想的歩みの中でも、公共圏概念はしばしば登場し、上述のような意味で重要な位置を占め続けている。またハーバーマスの、一連の「小政治論集」(Habermas 1985b など) としてまとめられたジャーナリスティックな言説は、自己自身をまさに公共圏の中で発言する知識人の一人として理解していることにも裏づけられているのである。

この付論の目的は、『公共性の構造転換』を出発点とするハーバーマスの公共圏概念の展開と、社会理論体系の中での同概念の位置を明らかにすることである。以下、第2節ではまず『公共性の構造転換』における公共圏概念の意義を、同書の内容をフォローしながら検討する。第3節では『公共性の構造転換』以後の公共圏概念の展開を、同書の1990年新版への序言を中心として考察する。第4節では民主的法治国家論を展開した『事実性と妥当性』(Habermas 1992) をテキストとし、そこでの公共圏概念の再定義とその理論体系の中での位置づけについて考察する。最後に第5節では、A.メルッチの「公共空間」論を手がかりとして、ハーバーマスの公共圏論の問題構成に内在しつつ、公共圏概念を再構成する可能性を検討する。

## 2 『公共性の構造転換』

### 市民的公共圏の前史

#### ——第1章 序論：市民的公共圏の一類型の予備的画定——

『公共性の構造転換』（第1版）への序言でハーバーマスは同書の課題を「『市民的公共圏』という類型を分析すること」であるとし、その研究範囲を「市民的公共圏の自由主義的モデルの構造と機能、その成立と変貌」と規定している（51-2=1-2）。（この付論では『公共性の構造転換』（Habermas [1962] 1990=1994）からの引用に際しては、原書（1990年第2版）と訳書（1994年第2版）のページ数のみを、（58=16）のようなかたちで表記する。なお、訳文は必ずしも訳書に従っていない箇所がある。）

市民的公共圏は「ヨーロッパの中世盛期に端を発する『市民社会』の独特な発展史から切り離して考えることのできない」ものであり、この対象を捉えるには「社会学と歴史学の方法を同時に用いざるをえない」（51=1）。すなわち、個別的事実の記述・理解（歴史学的方法）と、一般的モデルによる説明・分析（社会学的方法）という、ともすれば二律背反に陥りがちな二つの方法を統合することが必要になってくる。ハーバーマスは、近代市民社会における公共圏という空間の発生と変容のダイナミズムを、全体社会の中での多様な社会的空間の共時的布置状況と、その通時的・歴史の変動との複眼的モデルの中に位置づけながら分析することによって、この方法的問題を解決しようとした。

「市民的公共圏の自由主義的モデル」は、後述するように初期資本主義社会においてはじめて成立するのだが、そこに至る長い前史として、古代ギリシア以来の「公的（public）なもの」と「私的（private）なもの」というカテゴリーの歴史が存在する。ギリシアの

都市国家には、自由市民が共同して参加する国家（ポリス）の生活圏と、各個人に固有な家（オイコス）の生活圏という峻別があった。ポリスの政治的秩序は家産制的奴隷経済に依存していたが、前者の公共的世界は、「必需と無常」の私生活圏から独立した、対話と共同の行為とにおいて成立する「自由と恒常」の世界とされたのである<sup>3</sup>（56-7=13-4）。

「公的なもの」と「私的なもの」というカテゴリーは、ギリシア以降も中世に至るまでローマ法思想の中で伝承されたが、封建的な領主権の支配のもとでの中世社会においては、公共世界／私生活圏という区別は実際にはもはや存在しえなかった（58=16）。ただ、中世盛期において、（私生活圏から独自の領域として分離された公共世界ではないが）君主・領主・貴族らが自らの支配権を公的に表現する空間としての「顕示的公共圏（repräsentative Öffentlichkeit）」が成立した。支配権は、君主や貴族、聖職者の「高貴な」態度や厳格な作法といった人物の諸属性というかたちで表現され、宮廷や教会の空間、あるいは社交界の場を律する様式として体系化されたのである（60-7=18-23）。

しかし、教会や国王の封建的諸権利は、やがて公的領域と私的領域へ（たとえば公的予算と領主の私的家産との分離というかたちで）両極分解していく過程で解体する。広範囲に発達した水平的経済的依存関係の網の目は、もはや閉じた家産経済に基づく垂直的な支配身分的關係には組み込まれえなくなり、やがて16世紀の重商主義の時代を経て、商品流通と情報交換に基づく初期資本主義的生産関係と、

---

3 こうしたギリシア的な公共世界のモデルは「独特の規範的な力を帯びて今日にまで及んでいる」（57=14）。その例としてハーバーマスはハンナ・アレントの『人間の条件』をあげている。なおハーバーマスの公共圏論へのアレントの影響に関しては、斎藤（1987）、鈴木（1991）を参照。

大規模な官僚制的諸制度によって増大する財政需要をまかなう近代国家とが成立することになる。すなわち「市民社会」と「国家」という二項対立の成立であり、これこそが社会的近代の成立のメルクマールとなる (69-76 = 26-31)。

## 市民的公共圏の成立

### ——第2章 公共圏の社会的構造——

このようにして18世紀西欧に成立した「市民社会」の内部に、「国家」からは独立した新たな公共の世界として登場するのが市民的公共圏である。市民的公共圏は、「公衆として集合した私人たちの生活圏」として捉えられる。国家に対する公共圏の存在目的は、商品交易や社会的労働、総じて経済活動への規制について公権力と折衝することである。すなわち、公共圏でつくられた世論を通じて、市民社会の側の要求を国家に伝え、実現させてゆくことである (86 = 46)。

しかしながら市民的公共圏は、いきなりそうした政治的機能をもった空間として成立したわけではない。公共的議論に参加する私人たちの自己理解 (アイデンティティ) の歴史的源泉は、むしろ市民的知識層における小家族的な親密な生活圏の成立にあった。ここから、「政治的機能をもつ公共圏の先駆をなす文芸的公共圏」がまず成立する。「それはまだ、それ自身の内部で旋回する公共の論議の練習場」であり、「民間人がかれらの新しい私的存在の直接の経験についておこなう自己啓蒙の過程」であった (88 = 48)。

「自由意志、愛の共同体、教養」という市民的家族の三つの成立契機は、「人間形成 (Humanität)」の概念に結実し、相互に「純粹に人間的な」関係に入りうる人間たちとしての自己理解を家族の個々の成員にもたらした (110-4 = 67-70)。こうした人々の自己啓蒙の主要な媒体となったのが、文学作品とくに小説であり、その内容をめ

ぐってカフェやサロンで議論することであった。読者は「文学の中で描写された私的人間関係を模倣」する一方で、家族内部の親密性・主体性は文学の素材となり、公共的論議の対象となったのである。このようにして成立した場、すなわち文学作品をめぐって議論することによる自己啓蒙・主体形成の場が、文芸的公共圏 (*literarische Öffentlichkeit*) である。その意味で、文芸的公共圏は「小家族的親密圏の拡張として、かつ同時にその補完として」成立したといえる (114-6=70-2)。

その背景には、議論に素材を提供する「文化財の市場」としての都市の成立がある。そうした都市の中に成立する劇場、美術館、コンサートホールといった場所も、カフェやサロンと同様に文芸的公共圏の機能を果たすようになってゆく。こうした場は、実はかつて宮廷貴族の社交界、すなわち顕示的公共圏とのコミュニケーションの場として形成されたという由来をもつが、やがて宮廷から分離し、市民独自の施設となったのである (90-6=50-5)。

文芸的公共圏において確立された制度的基準は、次の三点にまとめることができる (96-9=55-7)。①「社会的地位を度外視」し、「単なる人間」として対等に議論すること (平等性)。②哲学・文学・芸術作品の解釈を、教会や国家の権威に委ねることなく、自律的で合理的な相互理解によって、自分たちにとっての作品の意味を求めていくこと (自律性)。③討論対象を入手し議論できる財産と教養さえあれば、すべての私人が「公衆」としてそこに参加しようということ (公開性)。

この三つの制度的基準、すなわち平等性・自律性・公開性は、文芸的公共圏が公権力に対する批判の場、すなわち政治的公共圏 (*politische Öffentlichkeit*) へと変化するための基礎となった。市民=私人は、ブルジョワ (*bourgeois*) と人間 (*homme*) を一身に兼ねるのであるが、このような相互並存性は公共圏においても示される。すな

わち、文学的論議における主体性の諸経験についての自己理解と、政治的論議における私有権の規制についての自己理解とが公共圏において相互併存する。それゆえに、文芸的公共圏の基礎にある「人間形成 (Humanität)」の理念は、「政治的公共圏に実効性をもたせる媒介」となり、「私有財産主の利害が一般的個人的自由の関心へと収斂」することによって、文芸的公共圏と政治的公共圏は連続性をもちえたのである (120-1 = 76-8)。

## 政治的公共圏の成立と矛盾

### ——第3章 公共圏の政治的機能

#### 第4章 市民的公共圏 イデーとイデオロギ——

文芸的公共圏において確立された制度的基盤を母胎に、公権力に対する批判の機能をもつ政治的公共圏が形成される。これは、新聞・雑誌などの活字メディアを主な媒体とし、市民社会 (私人の領域) の意志を世論として集約・形成し、それを国家 (公権力の領域) の側に伝達するためのネットワークとして成立した。

政治的公共圏が最初に成立したのは、17世紀から18世紀の境のイギリスにおいてである。この時期には、事前検閲制度の廃止、最初の内閣政府の実現という重要な事件があった。前者は市民の論議が新聞に浸透することを可能にし、新聞を「政治的決定を公衆という新しい審廷へ引き出すための機関」とした。後者は「国家権力の議会制化へ向かう長い道程の第一歩」であり、ついには政治的公共圏そのものを国家機関として確立するに至る (122-4 = 86-8)。野党は大規模な政治的ジャーナリズムを創出し、王室の措置や国会の議決への不断の解説批判がおこなわれるようになる (125-6 = 89-90)。また、議会で屈伏した少数派は、いつでも「公共圏の中に退却し、公衆の判断に訴える」ことができるようになり、多数派はかれらの権威を、「理性 (reason) によって正統化する義務」を負うようになる



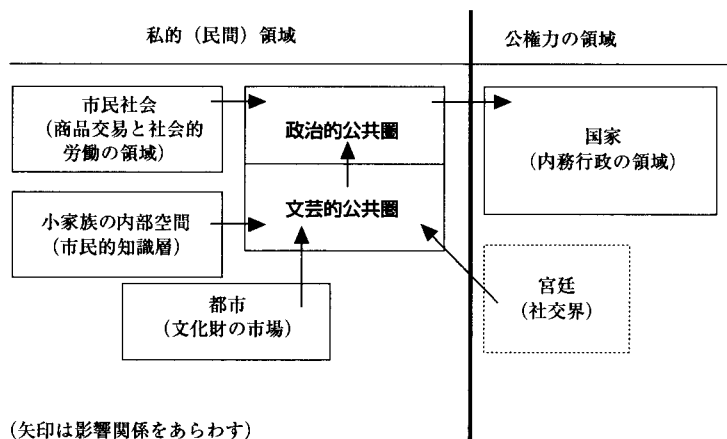
(129=93)。さらに18世紀末になると、日刊大新聞『タイムズ』の創立、公共の集会や政治的クラブの増大、各政党の組織的基盤の確立といったかたちで、政治的に論議する公衆の諸制度が確立する(131=94-5)。

フランスやドイツにおいても、その過程や進行速度こそ異なるものの、やはり18世紀末には、政治的に論議する公衆のための諸制度(クラブ的諸党派、日刊政治新聞、政治雑誌、読書会など)が成立した(133-41=97-104)。

こうして18世紀の西欧市民社会に成立した公共圏の政治的機能の様式は、「商品交易と社会的労働が国家の統制から大幅に解放されていくことになる市民社会の発展史の特有の局面から理解するよりほかにはない」(142=104)。政治的公共圏とは、経済活動に関する市民社会自らの意志を、公権力の側へと伝達するための装置なのである(それゆえ、図6-1においては、私的(民間)領域と公権力の領域との間にはっきりとした線が引かれていることにまず注目する必要がある)。

文芸的公共圏と政治的公共圏とは、そこで議論されるテーマやその機能、あるいは空間の規模といった側面ではそれぞれに異なっているが、国家から自立した市民社会の領域に成立し、平等性・自律性・公開性という三つの制度的基準をもつコミュニケーションのネットワークであるという重要な一点において、共通し連続している。そうしたネットワークの歴史的成立と変容の過程を、一貫したパースペクティブのもとに明らかにしえた点に、ハーバーマスの市民的公共圏という概念の最大の分析的意義を見いだすことができよう。全体社会の布置状況の中での市民的公共圏における位置づけを図式化すれば、図6-1のようになる(89=49の図から再構成)。

図6-1 18世紀における市民的公共圏の基本構図



上述のような政治的公共圏のありかたは、その理念的要請とはうらはらに、現実にはある本質的矛盾をはらんだものとならざるをえなかった。市民社会の理念によれば、経済外的権威の干渉しない、「自由市場法則のみによって規定された社会は、単に支配なき圏であるのみならず、そもそも暴力なき圏であることを標榜する」（148-9=110）。しかしながら、このような権力からの経済の中立化は、法的保障によってはじめて可能になる。すなわち、「私人からなる公衆が立法権限を得ることによってはじめて、この保障を得る」（151=112）。だがここには、世論は意志を「理性」へと転化させるものであり、世論に基づく立法は露骨に支配として通用するわけにはいかないという理念と、立法自身も一種の「権力」の性格をもたざるをえないという現実とのあいだにジレンマが生じる（152=113）。

また、公共圏に加わり世論の形成に参加できるのは、財産と教養という二つの「入場身分」をもった「市民」(ブルジョワジー)のみであり、大多数の「人民」はこの範囲の外にいた(155-7=115-6)。この事実は、「平等性」「公開性」という公共圏の理念と明らかに矛盾していた。

市民的公共圏がはらむこのような矛盾をめぐって、思想史の文脈で多くの議論がなされた。マルクスは上述のような市民的公共圏の理念と現実との矛盾をイデオロギー批判という方法で暴露したが(201-9=165-72)、後述する公共圏の構造転換を先取りする意味でより重要なのは、ジョン・スチュワート・ミルとアレクシス・ド・トクヴィルによる自由主義的立場からの批判である。マス・メディアの発達によって公衆の範囲が拡大し、また公衆の社会的閉鎖性が薄れるにつれ、社会の諸制度や教養水準による連帯も失われた。こうした状況を踏まえて、ミルは「世論の支配は凡庸な多数者の支配という姿で現われる」と述べ、「これまで暴力一般に対する理性の保証とみなされてきた公共圏が逆に暴力化しつつある」ことを批判した(213=176)。またトクヴィルも、世論は「批判の力としてよりも画一化の強制」として作用するとみなす。世論をたのみにする多数派は、個々人から「自力で自分の見解を形成する義務」を解除し、「哲学的道徳的政治的問題に関して、だれでも公共圏をたのみにして無批判に受け入れる多数派の理論」ができあがる(214=177)。このようにして世論は、「解放の道具から抑圧の法廷へと錯倒されたかに」みえるのである(218=180)。

## 公共圏の構造転換

### ——第5章 公共圏の社会的構造転換——

すでにみたように、市民的公共圏は、「国家と市民社会とのあいだの緊張場面において展開される」ものであり、それ自身はあくま

で私的＝民間領域に属するものであった。それゆえ、市民社会の公的意志＝世論の国家への伝達という政治的機能は、国家と市民社会という「二つの圏の分離」を大前提としていた。

しかしながら、19世紀以降の「社会の国有化」（市民社会への国家の干渉・介入）と「国家の社会化」（民間団体への公的権能の委譲）の進行にともなって、市民的公共圏の前提、すなわち国家と市民社会の分離は次第に掘り崩されていく。そして両者の中間に、「公的」「私的」という区別では捉えられないような「再政治化された社会圏」が出現する（225-6＝198）。この中間領域は、政治的に論議する私人の媒介なしに、政党や圧力団体が私的利害を直接に政治的に実現すべく、国家への働きかけをおこなう、政治的妥協形成の場となる。また、かつて私的領域にあった社会的労働の圏は、しだいに「公的」な性格を帯びるようになる。たとえば、大企業がその労働者に対して社会保険などの身分保障を引き受けるといった傾向がその典型として指摘される（240＝209）。

一方、かつて文芸的公共圏の母胎となった家族は「社会的労働一般の機能体系から次第に脱落」し、「家族が経済的任務から解除されるにともなって、これと相補的に、人格の内面化の力も失われた」。家族成員は、「家庭外の権威」（学校、マス・メディア）によって直接に社会化されるようになる（241-4＝210-3）。家族は、企業に対しては商品の単なる消費者、公権力に対しては公的保障の単なる受給者（クライアント）に縮小する。

こうしてかつての文芸的公共圏は市民的家族という基盤を失い、マス・メディアがつくりだした「みかけ上の公共圏」は、大衆文化の単なる消費の場となる。すなわち、「文化を論議する公衆から文化を消費する大衆へ」という転換がそこに生じる<sup>4</sup>。かつての文芸的公共圏と私的生活圏（＝市民的家族）との関係においては、「私生活の経験が、純粹に人間的な者の心理、自然的人格の抽象的個性の

文学的実験を可能にしていた」。しかし大衆文化の消費の場としてのマス・メディアは、有名人などの私的経験の単なる暴露（スキャンダル）の場となる（261-2=227）。この「みかけ上の公共圏」は、「経済的にも政治的にも、広告の機能を引き受け」、「政治的経済的影響力行使の媒体」として機能する（267=231-2）。このようにして生じた市民的公共圏の崩壊の結果を、ハーバーマスは次のように概括する。

公的領域と私的領域との統合同化に対応して、かつて国家と社会を媒介していた公共圏は解体した。この媒介機能は公衆の手を離れ、たとえば団体のように私的生活圏の中から形成され、あるいは政党のように公共圏の中から形成されてきて、今や国家装置との協働の中で部内的に権力行使と権力均衡を運営する諸機関の手中に渡ってゆく。そのさいこれらの機関は、これまた自立化したマス・メディアを駆使して、従属化された公衆の同意を、あるいは少なくとも黙認を取りつけようとする。公共圏（広報活動）はいわば、特定の立場に「信用」（good will）の体裁を調達するために、上から展開される。……それは公衆の眼前での正統性の立証のみならず、公衆の意識操作にも奉仕している。批判的公開性は操作的公開性によって駆逐されるのであ

---

4 ただしハーバーマスは『公共性の構造転換』1990年新版への序言ではこの見解を修正し、次のように述べている。「大衆文化に関してアドルノの〔エリート主義的・悲観主義的な見方の〕影響を強く受けていたのを認めるにやぶさかではない」「政治にかかわる活動的な公衆から私生活中心主義的な公衆へ、《文化をめぐる議論する公衆から文化を消費する公衆へ》と直線的に展開するという私の診断は、事態を把握しきれていない」（29 = xx-xxi、〔 〕内は吉田による補足）。

る。(270 = 233-4)

## 公共圏の再建にむけて

### —第6章 公共圏の政治的機能変化

#### 第7章 公論の概念のために—

ハーバーマスは以上のようなペシミスティックな時代診断を踏まえ、政治的批判機能をもつ公共圏の再建の条件について、二つの観点から次のように述べている(花田 1995: 39-41)。

第一の観点は、いわば組織論的なものである。「再政治化された社会圏」において政治的活動をおこなう諸組織、すなわち政党、マス・メディア、公共団体などに公開性の原則を徹底させ、「厳密な意味での公共圏」を再建することによって、公共圏は「政治的妥協への関与を越えて、政治的な批判とコントロールの機能を発揮することができる」。そのための条件としては、①これらの組織の内部構成を公共圏の原理に従って組織し、自由なコミュニケーションと公開の論議を可能にすること、②組織の内部運営の情報を公開することによって、組織の公共圏と公衆全体との公共圏の結びつきを保障すること、③組織の活動や国家機関へのその圧力、組織相互間の実力行使などをも、広範な公開性のもとにおくこと、の三点があげられる。要は、組織内部の民主化と外部への情報公開とを徹底させるということである(309-11 = 277-8)。

第二の観点は、いわば憲法的なものである。国民の機会均等な政治参加が明示的に国家によって保障されることによってのみ、「政治的秩序は……政治的に機能する公共圏の理念に対して……責務を負いつづけることができる」。そうした公共圏への参加の制度的保障は、一連の憲法上の基本権、すなわち言論と思想の自由、結社と集会の自由、報道の自由などのかたちをとるが、それらが実質的に機能するには、「それらはもはや単に禁止命令的に解釈される

のではなく、積極的に参加の保障として解釈される必要がある」。すなわち、「国家の設計的保障によってはじめて、すべての私人に公共圏への機会均等な参加が保障される」のである(330-3=295-7)。

これらの制度的条件を前提としたうえで、さらにハーバーマスは、組織されていない個々の私人としての公衆の意見が公共圏に取り入れられることによってはじめて、本来の意味での世論が形成されうると述べる。すなわち、政治的意志形成にとって重要なコミュニケーション領域として、一方には(私的生活圏における)「非公式的で個人的な、非公共的な意見の体系」が、他方には(公共圏における)「公式的な、制度的に公認された意見の体系」が存在する。「厳密な意味での世論は、この二つのコミュニケーション領域が、[マス・メディアによって操作的に展開される公開性ではなく]もう一つの批判的公開性によって媒介されることによってのみ形成されうる」。そしてこのような媒介が可能になるためには、「私人たちが、組織内部の公共圏を通じて流れる公式的コミュニケーションの過程に参加するという方法がどうしても必要となる」。このような方法によって、私的生活圏から公共圏へという「意見の流れ」が確保されてはじめて、公共圏はその本来の姿に近づいていくと考えられる(353-7=330-4)。

### 3 『公共性の構造転換』以後

#### 公共圏概念の規範的潜在力

上述のような内容をもつ『公共性の構造転換』は、ハーバーマスの最初の著書(教授資格論文)であると同時に、「ドイツの大学における初期の反体制運動に最も大きな影響をもたらした本のひとつであり、また1960年代において、最も激しい論争の対象となった著作でもあった」(Holub 1991: 2)。それは歴史学、社会学、思想史など

多様な領域からの批判や解説を含む、きわめて多くの関連文献を生み出すことにもなった。同書がそうしたアクチュアリティをもちえたのは明らかに、歴史的パースペクティブの中で提示された公共圏概念が、同時に「民主主義原理に基づいた社会批判の基盤としての潜在力」をもった概念でもあったからである (Holub 1991: 3)。この潜在力への関心は、現在に至るまでのハーバーマスの理論・思想の展開を基本的に方向づけているといえる。

しかしながら、R.C.ホルブによれば、まさにそうした規範的潜在力を引き受けることによって、公共圏概念は「規範的概念と歴史的説明とのあいだの揺れ」という「理論的問題」をはらむことになる。それは、「公共圏の市民的規範は、十分に発展した市民社会においてではなく、むしろその初期の自由主義的な局面において生じた」というハーバーマスの認識に象徴的にあらわれている (Holub 1991: 7)。

この揺れは、ハーバーマスが依拠してきた二つの政治思想の伝統に対応している。一つは初期フランクフルト学派 (アドルノ、ホルクハイマー) の『啓蒙の弁証法』に代表されるペシミズムであり、それは道具的理性と文化産業の貫徹に対する無力感を色濃く漂わせていた。ハーバーマスも官僚制と大衆文化への批判において、この見方をかなりの程度まで共有していたのは、すでにみたとおりである。

もう一つは、カントに始まる啓蒙主義の伝統であり、この伝統に依拠することで、ハーバーマスは市民的公共圏への回帰は不可能であると認識しつつも、公共圏概念への理念的な支持を堅持しようとする。西欧の思想的・政治的遺産に対する、初期フランクフルト学派よりも「好意的」なハーバーマスの評価は、この啓蒙主義的伝統に由来している (Holub 1991: 8)。そしてハーバーマスのこれ以降の思想・理論の展開は、明確にこの啓蒙主義的伝統への依拠により多くのウェイトを置く方向へと向かったのである<sup>5</sup>。



## 1990年第2版への序言

『公共性の構造転換』の原書第1版が出版されたのは1962年であるが、それから約30年の時を経て、1990年に第2版が刊行された。この版では第1版の内容には変更は加えられず、その代わりにハーバーマスは巻頭に長文の「新版への序言」を書いている。ここでハーバーマスは、この30年間の変化——同書の広範な影響や批判、ハーバーマス自身の理論の変化、および同時代的な経験の地平の変化——にふれながら、公共圏をめぐるいくつかの興味深い論点を展開している。

たとえば、フェミニズムからの次のような批判がある。政治的公共圏は、本質的に女性を排除することによって成立している。なぜなら、政治的公共圏において、たとえ女性が対等な権利をもつようになったとしても、私的領域の家父長制的な特徴は今日でも構造的に言論の主題から遠ざけられており、女性の現実の社会的地位は依然として男性と平等とはいえないからである。

ハーバーマスによれば、このような批判は、すべての人への制約なき公開や平等という市民的公共圏の理念を「否定しているのではなく、むしろ請求している」。なぜなら理念型としての市民的公共圏は「自己関係的」な構造をもっており、それ自体を内側から批判し転換するために、そこから排除された「他者」であるフェミニズム運動も加わることを許容しているからである。この点で市民的公共圏は、フーコー的な意味での「排除」を生み出す言説とは区別される(19-20=x-xi)。

また、公共圏というテーマに新たにアクチュアリティを与えたのは、1990年前後の東欧革命であるとハーバーマスは述べる。東欧

---

5 注4で述べた、『公共性の構造転換』1990年新版への序言でのハーバーマス自身による修正も、この変化を反映しているといえよう。

諸国の国家社会主義体制は、市民のコミュニケーションを監視下に隷属させ、政治的公共圏を封殺していた。それゆえ、「公開性（グラスノチ）」を標榜する改革政策が革命のきっかけとなったのは決して偶然ではない。平和的な市民運動・市民のアソシエーションの圧力が支配装置に革命を被らせるという範例は、東ドイツなどでみられたとおりである（47 = xxxix-xL）。

この「新版への序言」の最後でハーバーマスは、電子メディアの発達が個人のコミュニケーション構造に及ぼすアンビヴァレントな影響について述べている。電子メディアは（東欧革命でも実証されたとおり）「社会を限定する境界を解体する」一方で、生活世界を社会（システム）との積極的なかわりから切り離し、「根無し草の風潮」を助長する（48-9 = xL-xLii）。ハーバーマス自身は明示的に述べてはいないが、こうした状況の中で必要とされるのは、一方向的なマス・メディアだけでは依存しない、自由で双方向・多方向的なコミュニケーションのネットワークを市民が自律的に形成していくことであろう。インターネットに代表される新しい電子メディアは、もちろん多くのアンビヴァレンスや不確定要素を含むとはいえ、このような意味での公共圏の基盤となりうる可能性をはらんでいるといえよう（いうまでもなく本書第1～5章、とくに第5章はその可能性を社会的に追求する試みのひとつである）。

## 4 民主的法治国家の基盤としての公共圏

### ——『事実性と妥当性』——

#### 公共圏の再定義

上述のように、公共圏概念は現在に至るまでハーバーマスの思想のもつ規範的志向の基底に存在しつづけてきたが、しかしながらハーバーマスの理論体系全体の変化、とりわけ1970年代のルーマン

との論争を経てのシステム理論の導入と、語用論の導入によるコミュニケーション論的転回、そして主著『コミュニケーション的行為の理論』におけるシステム／生活世界の二層図式からなる社会理論の構築という流れの中で、公共圏概念の位置づけも当然に変化している。

ハーバーマスの現在の理論体系の中での公共圏概念の位置を最も明確に提示していると思われるのは、民主的法治国家論を展開した『事実性と妥当性』(Habermas 1992)である。その中で、公共圏概念は次のように再定義されている。

公共圏はたしかに、行為や行為者、集団、集合体などと同じように基礎的な社会現象である。しかしそれと、社会的秩序をあらゆる伝統的な諸概念とのあいだには大きな距離がある。公共圏は、制度としても把握できないし、組織としてももちろん把握できない。公共圏は、それ自体としては、規範一役割一分化と成員規制をとまなう規範構造ではない。公共圏は内側からはたしかに境界を引くことができるが、しかし外側からみると、柔軟で移動可能な開かれた地平という特徴をもっている。公共圏とは、最も端的に言えば、内容と態度決定に関する、つまり意見に関するコミュニケーションのためのネットワークとして記述できる。その際コミュニケーションの流れはフィルターにかけられ総合されて、そのときどきのテーマごとに束ねられた公的意志=世論 (*öffentliche Meinung*)として集約される。生活世界全体と同様に公共圏も、自然言語さえ習得していれば十分に可能なコミュニケーション的行為によって再生産される。公共圏は、コミュニケーション的日常実践の普遍的理解可能性にあわせて調整されている。(中略) 政治的意義をもつ問題に関する限り、公共圏はその問題の専門的な取り扱いを政治システムに

託す。むしろ公共圏の特徴は、了解志向的行為の第三の側面にかかわる、あるコミュニケーション構造という点にある。その側面とは、日常的コミュニケーションの機能でもなければ内容でもなく、コミュニケーション的行為の中で生み出される社会空間である。(Habermas 1992: 435-436、強調は原文のまま)

この記述から読み取ることができる公共圏概念の基本的特徴は、次の三点に整理できる(花田 1996: 135)。

第一に、公共圏は「意見に関するコミュニケーションのためのネットワーク」であり、その中で「コミュニケーションの流れはフィルターにかけられ」、「テーマごとに束ねられた」世論として集約される。すなわち、『公共性の構造転換』で政治的公共圏の機能として論じられた世論形成の機能が、ここでは再定義されている。

第二に、公共圏は生活世界の中にあり、自然言語を用いておこなわれるコミュニケーションによって再生産される。そして生活世界の一部である限りにおいて、政治システムから(また当然、経済システムからも)距離をとる。その意味で、世論形成を通した政治システムへの批判や影響力行使は、公共圏のひとつの機能ではあっても、本質ではない。むしろ公共圏の本質は、次の第三の点に見いだされる。

第三に、公共圏は、内部からみればコミュニケーション的行為によって作りだされ、外部からみれば「柔軟で移動可能な開かれた地平」をもつ「社会空間」である。公共圏が本質的にもつこの空間的構造について、ハーバーマスはさらに次のように述べている。

コミュニケーションの自由を相互に認めあうことから生まれる出会いはすべて、ひとつの言語的に構築された公共空間の中で生じる。この公共空間は、その場に居合わせている相手であ

れ、あるいは後で合流するかもしれない相手であれ、潜在的な対話の相手に対して原理的に開かれている。……コミュニケーション的行為に組み込まれた、単純でエピソード的な出会いから成るこのような空間的構造は、抽象化したかたちでは、その場に居合わせる者たちから成る、より大きな公衆に対しても一般化し恒常化することができる。そうした集会、催し、上演などの公共的なインフラストラクチャーには、フォーラム、舞台、アリーナといった言葉で語られる、取り囲まれた空間をあらわす建築的比喩が与えられる。こうした公共圏は、その場に居合わせる公衆からなる具体的な現場にお密着している。公共圏がこうした物理的現前から解き放たれて、散在する読者や聴取者、視聴者たちのメディアに媒介された仮想的共存に拡大されればされるほど、抽象化は明白になる。ただしこの抽象化は、単純な相互行為の空間構造の中に公共圏が生成されるときに〔すでに〕現れているものなのだが。(Habermas 1992: 437)

すなわち、「社会空間」としての公共圏の原型は、公衆が時空間を共有する物理的な場所にある。かつての文芸的公共圏においては、都市のサロンやカフェがまさにそうした空間であった。この空間は、コミュニケーションに参加する公衆の規模の増大につれて物理的に拡大し、さらに物理的現前から離れて、メディアによって媒介された仮想的な空間へと拡大する。これをハーバーマスは公共圏の「抽象化」と呼ぶ。

公共圏の抽象化にともなうコミュニケーション構造の変化にともない、メディアを通して構築される社会的空間の複雑化・細分化、とりわけ「アリーナとギャラリーの分化、舞台と観客席の分化」が生じる。アリーナに主役として登場するオピニオン・リーダーとなるのは、「組織の複合性とメディアの射程によって十分に専門化さ

れ複雑化されたアクターの役割」である。このようなアクターとして登場するのは、既存の政党や圧力団体・市民団体、宗教界・学会・芸術界あるいは芸能界・スポーツ界などにおいて声望を得た有名人、そしてジャーナリストである。アクターの影響力は「最終的には……公衆の共鳴に、さらに言えば同意に支えられている」(Habermas 1992: 440)。とはいえこれはあくまで規範概念としての公共圏の理想的要請であり、現実にはアクターが公衆に対して、公共圏での「影響力をめぐる闘争」において主導的地位を占めていることは明らかであろう。

このように抽象化した公共圏にとって、その仮想的社会空間を構築する基盤となるという意味で、メディアは本質的な構成要素をなす。ただしメディアそれ自体が、公共圏での世論形成的なコミュニケーションのありかたを規定するわけではない。「世論の構造化のためには、コミュニケーション実践の協同して追求される規則の方が、より重要な意義をもつ」。その規則とは、議論されるテーマの設定や主張への同意は、徹底した論争の結果としてはじめて形成され、またテーマの提案やそれに関する情報、および主張の根拠は、いずれも議論の中で合理的に吟味されるということである(Habermas 1992: 438)。いいかえれば、公共圏でのコミュニケーションを理念的に規定し、世論を構造化するのは、まさにコミュニケーションの合理性の原則である、ということである。

### 全体社会の中での公共圏の位置

公共圏という社会空間の内的な特性は、以上ではほぼ明確になったといえよう。しかしハーバーマスの社会理論における公共圏概念の意義を十全に把握するには、次に全体社会の中での公共圏の位置づけについて明らかにしなければならない。

先述のように、公共圏はたとえ政治的テーマを扱う場合であって

も、政治システムから（また経済システムからも）批判的に距離をとる。これは、現在のハーバーマースの理論体系において、公共圏が生活世界の中に位置づけられていることの必然的な帰結である。

また生活世界の内部においては、公共圏は私的生活圏（private Sphäre）（家族、友人、同僚、近隣社会など）と区別される。ただし「公共圏のコミュニケーション回路は、私的生活圏と接続されており、それゆえに、私的領域の日常的コミュニケーションにおける了解志向は、公共圏における「見知らぬ他者」とのコミュニケーションにおいても維持される。私的生活圏と公共圏とのあいだの境界は固定的ではなく流動的なものであり、この境界は「私的生活圏を公共圏に対して遮断するのではなく、一方の領域から他方の領域へのテーマの流れのみを方向づける」。つまり、公共圏において論じられるテーマは、まず個々人の私的生活圏において主題化され、そこからフィルターにかけられ、公共圏へと引き出されるのである。その意味で、「公共圏は生活史的に共鳴する社会的問題状況の私的な処理から、その刺激を引き出す」といえる（Habermas 1992: 442-3）。

「生活史的に共鳴する社会的問題状況」という表現でハーバーマースが念頭に置いているのは、いわゆる「新しい社会運動」であると考えられる。ハーバーマースはこれまで現代における公共圏の可能性を論じる場合、これをつねにその中心的な担い手として想定してきた。「新しい社会運動」とは、古典的労働運動に代表されるような、経済的資源の配分をめぐる運動と区別され、「生活形式の文法」をめぐっておこなわれる運動である。これは主としてシステムと生活世界の境界で発生し、生活世界の側から提起される（Habermas 1981: 576 = 1987: 412）。

こうした「新しい社会運動」は、組織形態としてはいわゆる「草の根」的なアソシエーションによって担われるものであり、政治システムに対しては「二重の方向づけ」をもつことを基本的な特徴と

する。「二重の方向づけ」とは、「直接に政治システムに影響を与えると同時に、市民社会と公共圏の安定化と拡張、自身のアイデンティティと行為能力の確保、これらにも再帰的にかかわる」ということである。この再帰性によって、公共圏は自らへの批判＝自己反省をおこない、「自己関係的」ないし自己言及的に再生産される。これをハーバーマスは「市民社会におけるコミュニケーション実践の自己関係性」と呼ぶ (Habermas 1992: 447)。

しかしこの「新しい社会運動」にも、次のようなアンビヴァレントな二つの流れがある (Habermas 1981: 576ff. = 1987: 413ff.)。

一方は、「合理化された生活世界の基盤から出発しつつ、新たな形態の協力と共同生活世界を試みている」運動であり、具体的には、1970年代以降に欧米を中心とする西側社会で展開された公民権運動、環境保護運動、平和運動、フェミニズム運動あるいは様々なマイノリティの権利をめぐる運動などが想定される (先述のように、1980年代末からの東欧革命で国家社会主義体制を転覆に追い込んだ市民運動をも、ハーバーマスはこの流れに含めることになる)。

他方では、「伝統的な社会的所有形態を擁護する」運動がある。具体的には、ドイツでの教育改革をめぐる伝統的な進路別学校制度を擁護しようとする「総合制学校」反対運動や、宗教的原理主義の運動が例にあげられる。さらに冷戦後の先進諸国で突出してきた、排外主義を掲げる極右政党・団体や、反社会的なカルト教団などの

---

6 別のところでハーバーマスは、経済成長優先主義を批判する西欧の「解放的」運動 (「緑の党」に代表される環境保護運動など) の中にも、近代全般を否定する方向性が存在することを指摘し、それに抗して「守る価値のある西欧的伝統」を救出しようとしたことが、主著『コミュニケーションの行為の理論』を書くに至った「同時代史的動機」であったと述べている (Habermas 1985b: 180-1 = 1995: 246-7)。

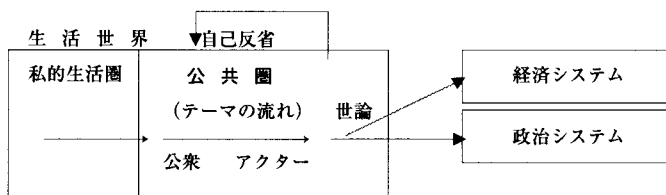


出現は、こうした方向性のよりラディカル化したものとして位置づけられるだろう<sup>6</sup>。

後者の方向の、いわば生活世界の合理化に逆行しようとする社会運動の存在は、いわばハーバーマスが掲げる公共圏の規範性に対して、現実の側から突き刺さった刺である。いいかえればこんにち生活世界に生じている様々な歪み、コミュニケーション的合理性の実現に反する動きは、ハーバーマスがこれまでの理論体系の中で、近代社会の（とりわけ生活世界の）社会病理現象を説明するために用いてきた「システムによる植民地化」という枠組だけでは説明できないということでもある。先述の公共圏の「自己関係性」、すなわち公共圏を自己批評・自己再生産の機能をも果たす社会空間として規定したことは、このような対内的アンビヴァレンスを解決するための概念戦略であったと解釈することができる。

以上のように公共圏という社会空間は、コミュニケーション的行為によって再生産されるという意味で生活世界の内部にあり、さらに生活世界内部にあっては家族、近隣社会、友人・同僚関係などの私的生活圏と接している。一方、生活世界の外部にある政治システムに対しては、公共圏は批判的距離をとる。したがって「公共圏は、一方における政治システムと、他方における生活世界の私的領域および機能的に特殊化された行為システム、この両者を媒介する中間構造をなしている」(Habermas 1992: 451-2)。以上のような社会諸空間の布置状況の中に、公共圏は位置づけられているのである。このような公共圏概念の社会理論の中での位置を図式化すれば、次のようになるだろう(図6-2)。

図6-2 ハーバース社会理論における公共圏の位置



## 5 公共圏概念の再構成に向けて

——メルッチの「公共空間」論を手がかりに——

上述のような公共圏の自己関係性は、現代社会の公共圏に固有のものではなく、歴史的には文芸的公共圏に淵源をもつと考えられる。先述のように、文芸的公共圏は文学・芸術作品に関する議論を通じた市民の自己啓蒙の場であると同時に、平等性・自律性・公開性という公共圏の三つの制度的基準をもつくりだし、そのことによって政治的公共圏の形成の母胎となった。したがって歴史的にみても、公共圏の自己関係性はむしろ世論形成・政治批判機能以前の、本来的な特性であったと考えることができるのである。

このような公共圏の自己関係性を重視する視点をさらに押し進めているのが、A.メルッチの「公共空間」論である。メルッチもハーバースと同様に、「国家と市民社会という単純な区別が、現在はより錯綜した状況に取って代わられた」という認識から出発し、「日常生活での動機付けと行為の意味とを再び取り戻すこと」を目指した新しい社会運動の発展に注意をうながしている（メルッチ 1997: 222）。

こうした状況の下では、民主主義を政治的資源へのアクセスを手に入れようとする競争だと考えるのは、幻想である。複合社会における民主主義は、個々人や集団が自己を主張することができるような状況を、また、ありのままの自分やかくありたいと思う自分を受け入れてもらえるような状況を必要とする。つまり、個人および集団の意味獲得プロセスが承認され、またその自律性が保証されるような状況が必要なのである。自己再帰的なアイデンティティを時間をかけて形成したり、維持したり、あるいは変容したりするには、支配や抑圧から自由な社会空間が要求されるのである。(メルッチ 1997: 222-3)

このような公共空間は、「政治制度や政党、国家構造とは独立した」ものであり、「一方での政治権力と意志決定、他方での日常生活のネットワークという二つのレベルの中間に位置している」。この公共空間こそ「民主主義の必要条件」であり、それによって「日常生活の民主化」の実現が可能になるとメルッチは述べる(メルッチ 1997: 224-5)。

このメルッチの公共空間概念が、ハーバーマスの『事実性と妥当性』において再定義された、自己関係性を重視する公共圏概念にかなり近いものであることは明らかであろう。ただし前者においては、政治システムへの批判機能という側面はより希薄化し、成員の自律的なアイデンティティ形成という側面がより前面に出ている点に特徴がある。こうしたメルッチの公共空間概念を手がかりとして、ハーバーマスの公共圏概念を拡張・再構成することも可能であろう。たとえば、公共圏を政治システムへの批判機能という面からのみ概念化するのではなく、生活世界の三つの構成要素(文化・社会・パーソナリティ)のすべてのレベルで、学問・芸術・政治・経済・福祉・メディア等々あらゆるテーマについてのコミュニケーションの

場であると同時に、個人ないし集団のアイデンティティ形成の場でもあるような、多元的公共圏を構想することができる（図6-3）。そうした多元的公共圏は、「生活世界の合理化」が実現される具体的な空間として位置づけられるはずである<sup>7</sup>。

図6-3 多元的公共圏の構想

生活世界の構成要素	生活世界の機能	合理化の形態	公共圏
文化	文化的再生産	反省化	学問的公共圏 文芸的・美的公共圏
社会	行為調整・社会統合	民主化	政治的公共圏 福祉公共圏
パーソナリティ	アイデンティティ形成 (社会化)	教育	教育公共圏

周知のようにハーバーマスの公共圏概念に対しては、主としてポストモダニズムの立場から、それを近代の「大きな物語」の一環として捉え、その西欧中心主義的・近代主義的含意を攻撃する議論がなされてきた（その典型は、第3章などで触れたM.ポスターの議論にみることができる）。三上剛史もそれに近い立場から、ハーバーマスのみならずメルッチにおいても「社会運動の最終的効果が、支配的コードへの批判による政治への影響として見積られる」ために、「『中間領域としてある公共空間』の独自性は色褪せたものとなる」と批判し、現代のNGO/NPOを例にひきながら、その「事業体としての主たる意義は、政治とは異質な領域であることに存在する」と述べる

7 こうした公共圏の構想の試みの一環として、拙稿（吉田 1997c）では「美的公共圏」の概念を提示している。

(三上 1998: 465)。そして、ハーバーマス／メルッチ的な「モダンな」公共圏／公共空間へのオルタナティブとして、U.ベックの「リスク社会論」をひきながら、「リスク回避という特定の機能的目的を持ったシステムを共に形成・維持してゆく」という〈機能的連帯〉の様式を提示し、それこそがむしろNGO/NPOの内実であり「現代社会にふさわしい『新しい公共領域』」であると述べる(三上 1998: 467-8)。

この三上の議論は一定の説得力をもつものではあるが、しかしながら政治システムへの批判と成員のアイデンティティ形成という二つの課題が、少なくとも現実の問題としていまだアクチュアリティを失っていない以上、ハーバーマス／メルッチが提示するような規範的な公共圏／公共空間概念もやはりアクチュアリティを失うことはないはずである。本書第5章で検討したインターネット空間における公共圏形成の事例は、まさにそのことの証左となっているように思われる。